

「毛染めによる皮膚障害」事案については平成27年10月に報告書を公表。消費者庁長官及び厚生労働大臣に対し意見を述べた。

今回、報告書公表後約1年となることから、再発防止策が有効であったか等を検証するため、

①消費者向け、②関係者である理美容師向けにアンケート調査を行った。



### <①消費者向けアンケート> (n=3,000)

今回のアンケート調査で明らかにしたいポイント

- 毛染めのリスクについて、理美容師から説明を受けるなど、どこかで見聞きしたことがあるか。消費者庁の作成したチラシやパンフレットを見たことがあるか。
- 染毛剤の製造販売業者は、消費者に対して、パッケージの改善により酸化染毛剤のアレルギー症状のリスク等を伝えることができているか。
- 消費者の酸化染毛剤、アレルギー及びパッチテストに対する意識が変化したか。

### (参考)

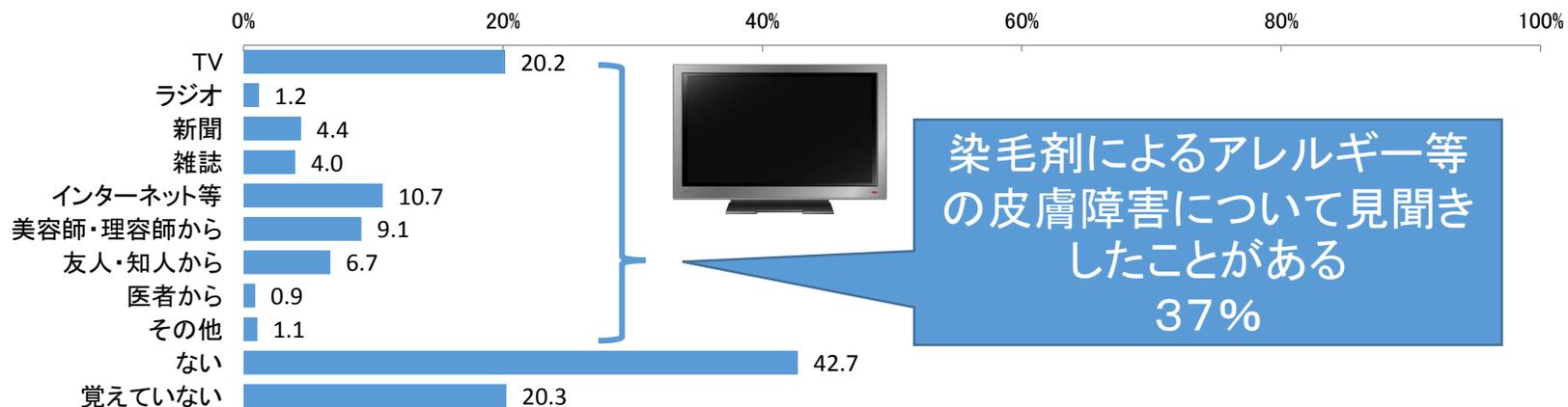
消費者庁長官及び厚生労働大臣への意見(要約)

- 消費者が酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等を理解し、適切な行動がとれるよう、様々な場を通じて継続的な情報提供を実施すること。

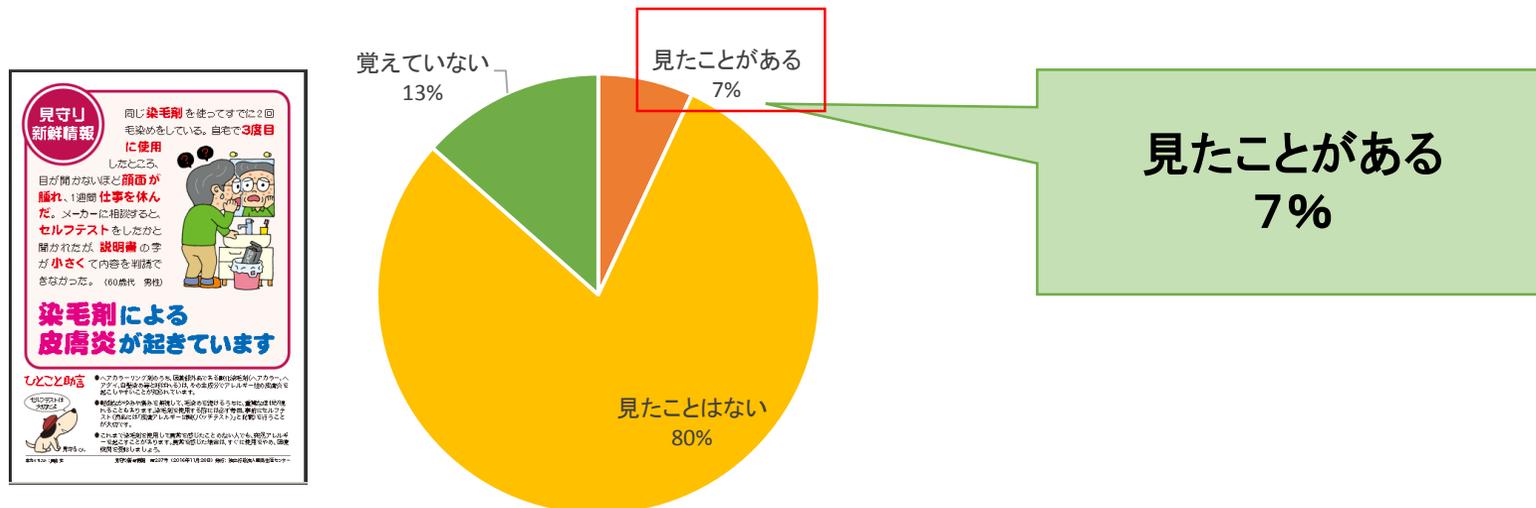
厚生労働大臣への意見(要約)

- 製造販売業者及び関係団体に対し、消費者にリスク等がより具体的に分かりやすく伝わるような表示や情報提供の内容を検討するよう促すこと
- 理美容師が、毛染めの施術の際に、酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等について顧客への情報提供を行い、過去に毛染めで異常を感じた経験の有無等、施術に適しているかを確認し、適さない顧客には代替案を提案するなどにより、酸化染毛剤を使用しないよう、関係団体に対し、継続的な周知を促すこと。

Q7.あなたは、過去1年以内に「染毛剤によってアレルギー等の皮膚障害が起こる可能性がある」ことを、見たり聞いたりしたことがありますか？ある場合はその情報源をすべてお答えください。（複数選択可）



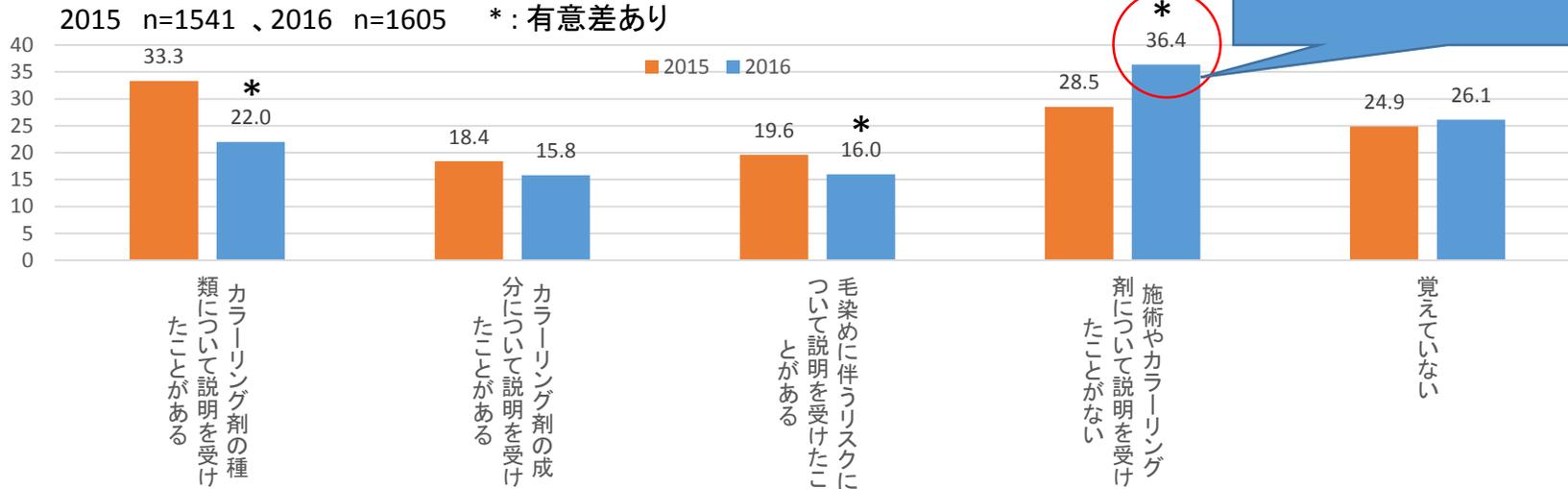
Q8.消費者庁では、平成27年12月に子ども安全メールで「子供の毛染めは控えましょう！」という記事を配信し、国民生活センターの見守り新鮮情報では「染毛剤による皮膚炎が起きています」というチラシを平成27年11月に作成しています。これらを見たことがありますか。



## 理美容院での毛染め

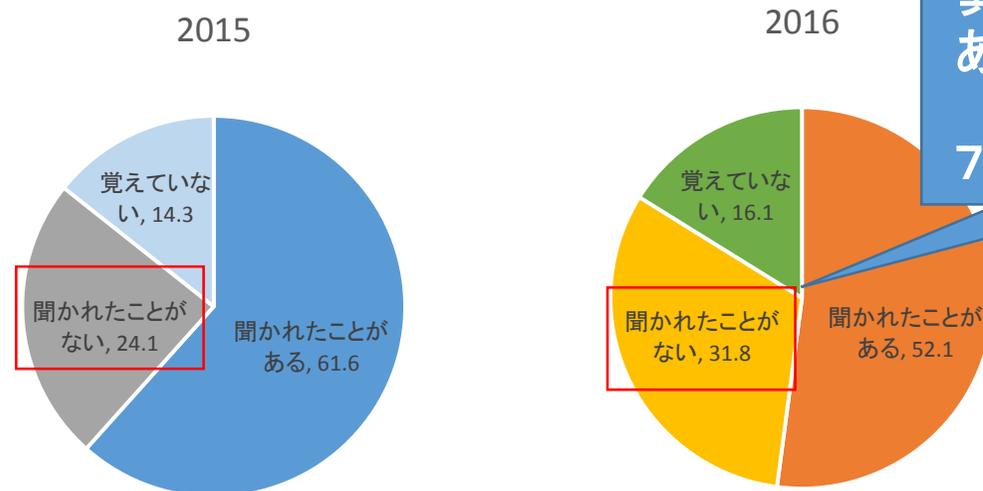
Q9.理美容院のスタッフから、施術に使用するカラーリング剤の種類や成分、毛染めに伴うリスクについての説明を受けたことがありますか。(複数回答可)

説明を受けたことがない  
7.9%ポイント増加



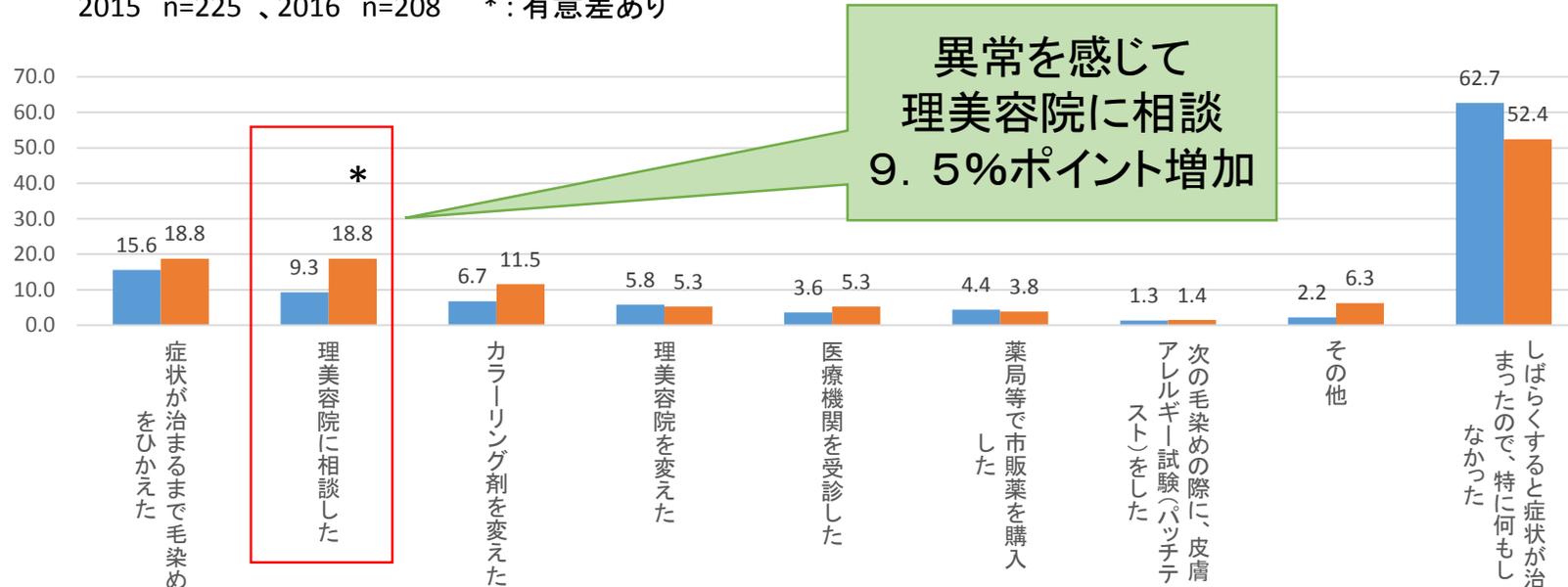
Q10.あなたは、理美容院のカウンセリングで、過去に毛染めで異常を感じたことがあるかどうか聞かれたことはありますか。2015 n=1541 2016 n=1605 有意差あり

異常を感じたことがあるか聞かれたことがない  
7.7%ポイント増加



Q15.理美容院で毛染めの施術を受け、皮膚などに異常を感じた後、どのように対処しましたか。(複数回答可)

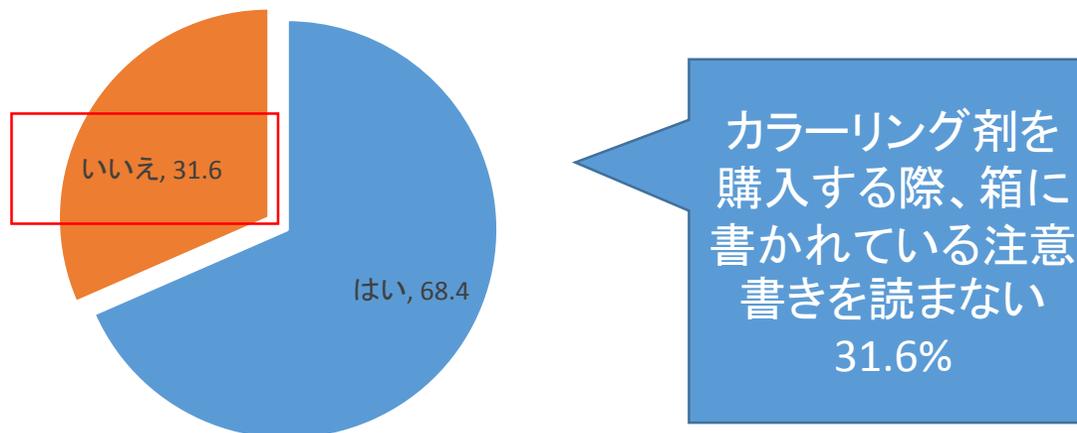
2015 n=225、2016 n=208 \* : 有意差あり



### 自宅での毛染め

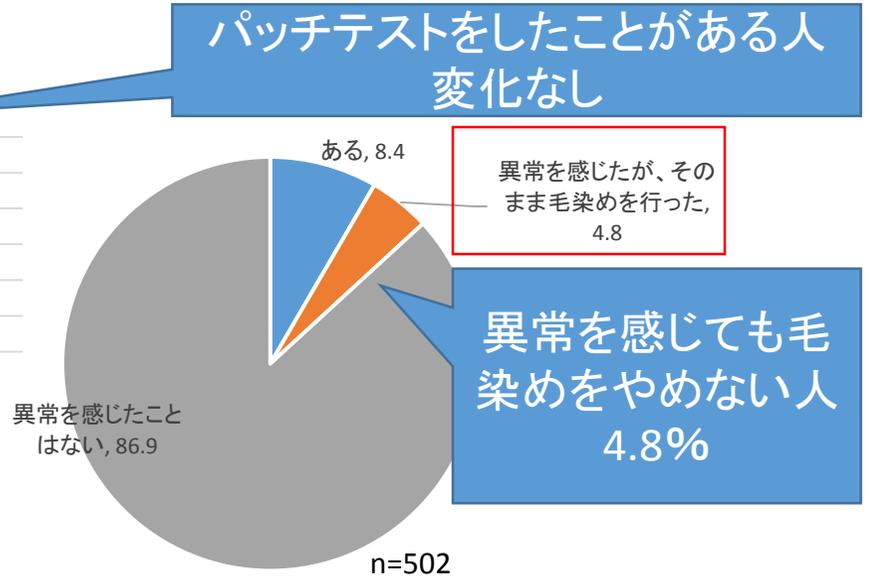
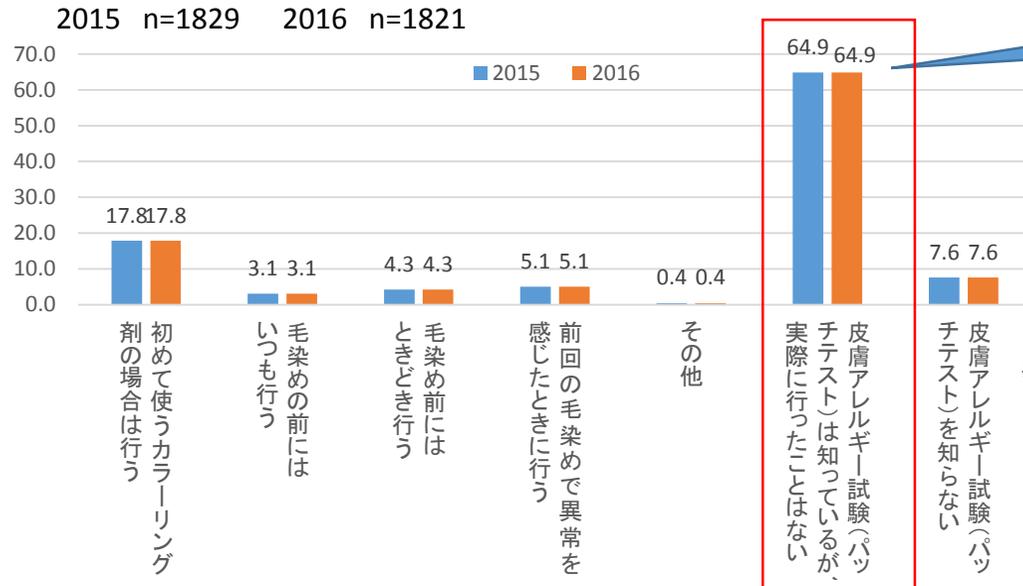
Q16.カラーリング剤を購入する際、箱に書かれている注意書きを読みましたか。

n=1821

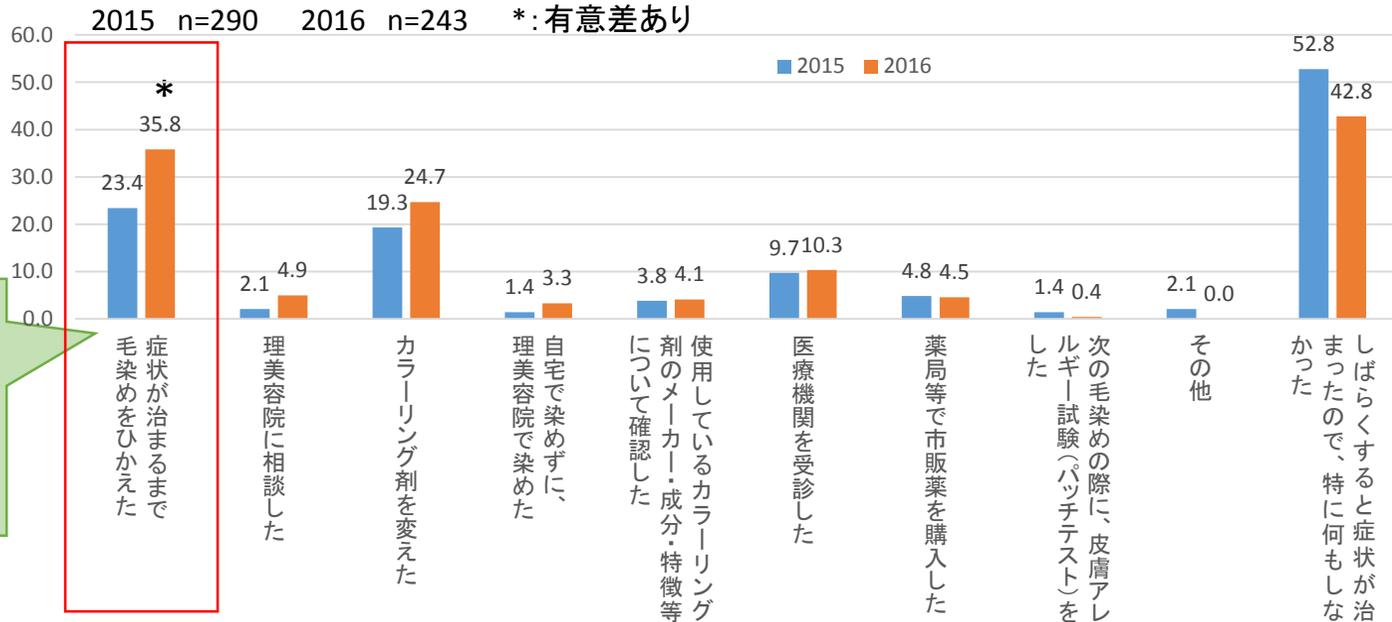


Q18.自宅での毛染めを行う前に皮膚アレルギー試験（パッチテスト）をしたことがありますか。（複数回答可）

Q19 パッチテストで異常を感じて毛染めをやめたことがありますか。



Q23.自宅での毛染めで、皮膚などに異常を感じた後、どのように対処しましたか。（複数回答可）

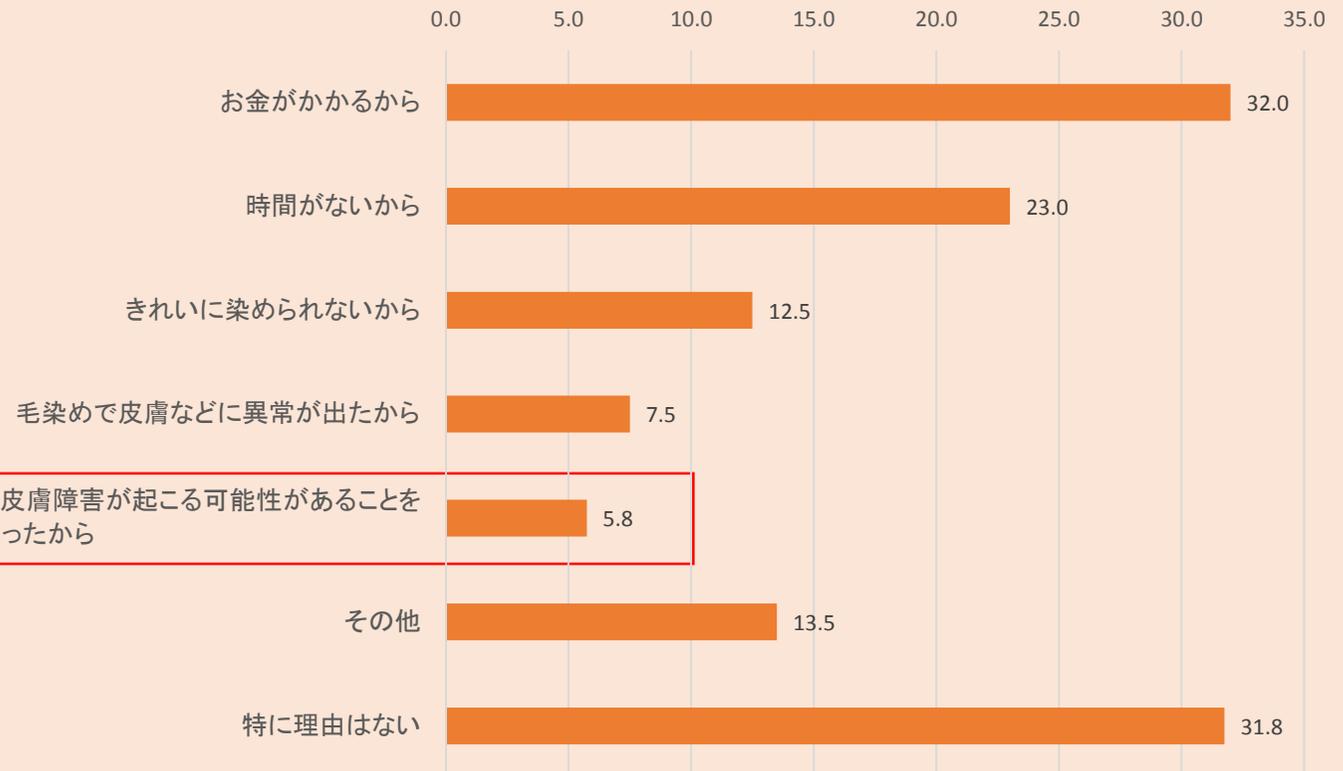


異常を感じて毛染めを控えた人が12.4%ポイント増加

## 1年以内に毛染めをやめた人

SC7.毛染めをしなくなった理由を教えてください。(複数回答可) n=400

染毛剤による皮膚  
障害のリスクを  
知って、毛染めを  
やめた人  
5.8%



## <②理美容師向けアンケート> (n=800)

### 今回のアンケート調査で明らかにしたいポイント

- 理美容師は、顧客が毛染めによる異常を感じた場合に適切な対応がとれるようアレルギーのリスクに対する消費者の理解を深める必要がある。必要な情報を顧客に対して丁寧に説明しているか。
- 指導や注意喚起を受けて、顧客への注意事項や説明を行うべきと思ったか。
- カラーリングを希望する顧客へのカウンセリングを実施しているか。
- 実際に注意事項等説明をするようになったか。
- パッチテスト等を行うようになったか。
- 毛染めのリスクについて、指導や注意喚起があったか。消費者庁の作成したチラシやパンフレットを見たことがあるか。



### (参考)

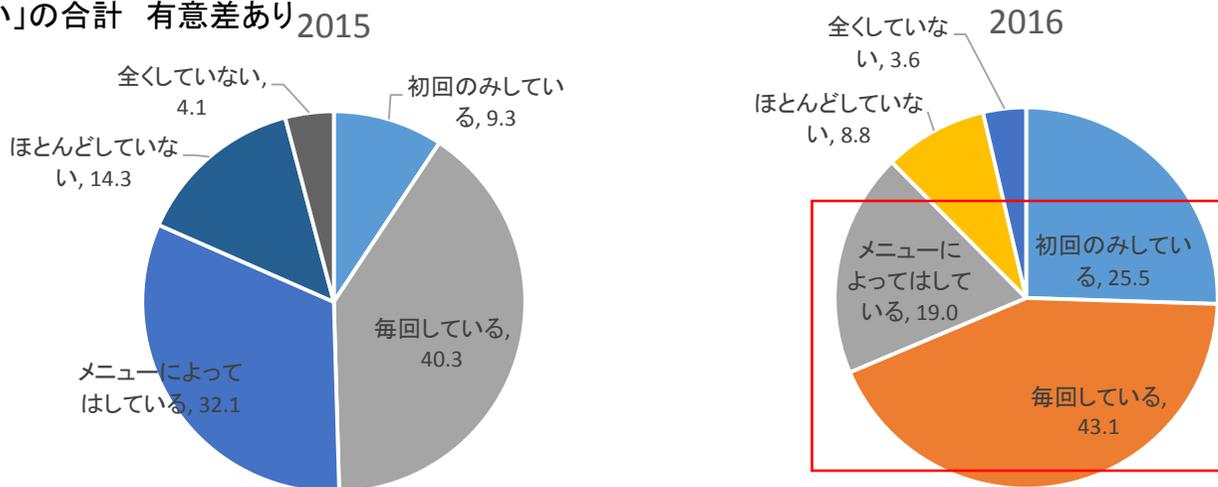
#### 厚生労働大臣への意見(抜粋)

##### ➤ 理美容師への周知徹底等

関係団体等に対し、様々な機会を捉えて繰り返し学習する機会を設けるなどにより、以下について、理美容師に対して継続的に周知するよう促すこと。

- ◆ 理美容師は、酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等について確実に知識として身に付けること。
- ◆ 理美容師は、毛染めの施術に際して、次のことを行うこと。
  - 酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等について顧客への情報提供を行う。
  - 過去に毛染めで異常を感じた経験の有無や施術当日の肌の健康状態等、顧客が酸化染毛剤の使用に適することを確認する。
  - 施術が適さない顧客には代替案を提案する等により、酸化染毛剤を使用しない。

Q1.あなたが勤務(経営)する理美容院では、カラーリングを希望するお客様へのカウンセリングを実施していますか。  
 2015 n=800、2016 n=800 「初回のみしている、毎回している、メニューによってはしている」の合計と「ほとんどしていない、全くしていない」の合計 有意差あり

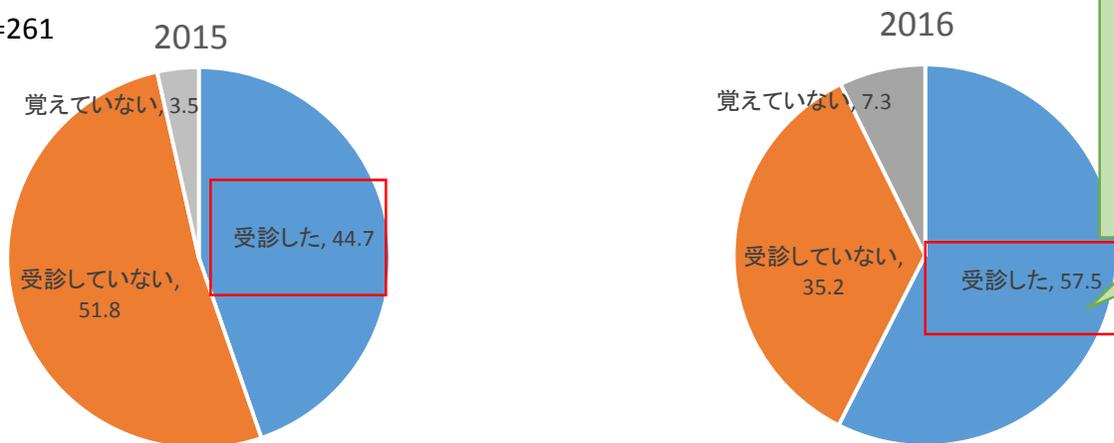


していると答えた人の合計が5.9%ポイント増加

Q7あなたが自身が、業務用の製品をお客様に施術していて手や腕などにアレルギー等の症状が出たことがありますか。  
 2015 n=800、2016 n=800 有意差なし



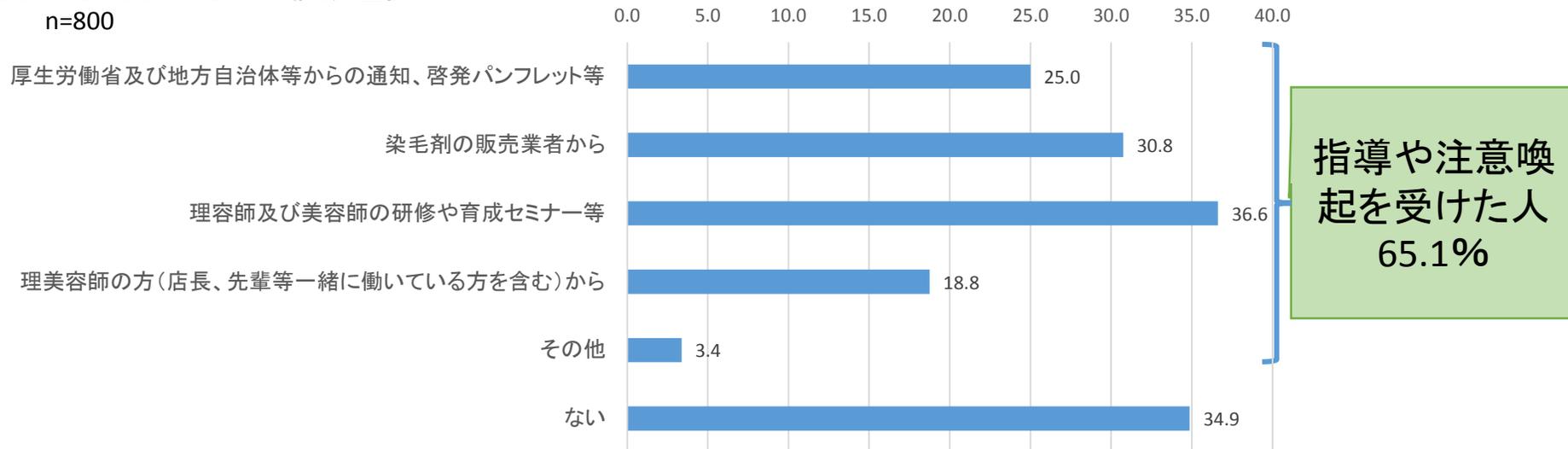
Q9アレルギー等の症状(かぶれ等)が出て、医療機関を受診しましたか。  
 2015 n=226、2016 n=261 有意差あり



アレルギー等の症状で医療機関を受診した人が12.8%ポイント増加

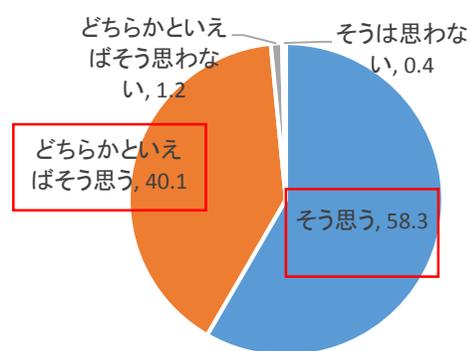
Q10.平成27年10月以降、染毛剤によるアレルギー等の皮膚障害のリスクについて、見聞きしたり、指導や注意喚起を受けたりしましたか。(複数選択可)

n=800



Q11.染毛剤によるアレルギー等の皮膚障害のリスクに関して、指導や注意喚起を受けてから、お客様に対して、施術中の声掛けや、注意事項、健康被害のリスク等の説明をするべきだと思いますか。

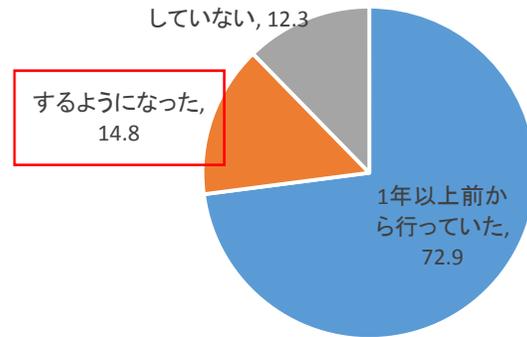
(Q10で指導や注意喚起を受けたと回答した人n=521)



顧客に対して、リスク等の説明をするべきと思う人がほとんど

Q12-1. 染毛剤によるアレルギーに関して、お客様への説明を行っていましたか。

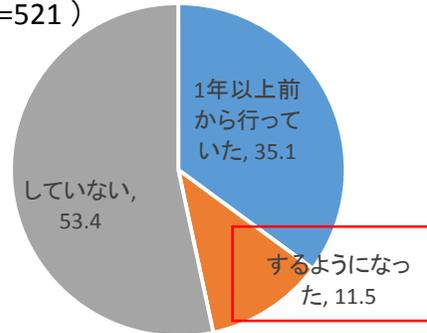
(Q10 で指導や注意喚起を受けたと回答した人 n=521)



注意喚起を受けたことにより、顧客に対して、リスク等の説明をするようになった人が14.8%

Q12-2. 染毛剤によるアレルギーに関して、パッチテストを実施していましたか。

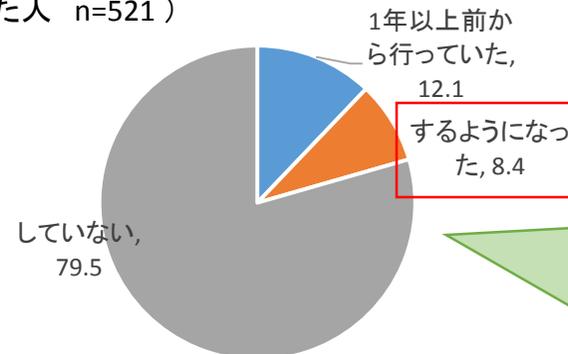
(Q10 で指導や注意喚起を受けたと回答した人 n=521)



注意喚起を受けたことにより、顧客に対して、パッチテストをするようになった人が11.5%

Q12-3. 染毛剤によるアレルギーに関して、啓発ポスターの掲示又は啓発チラシ等の配布を行っていましたか。

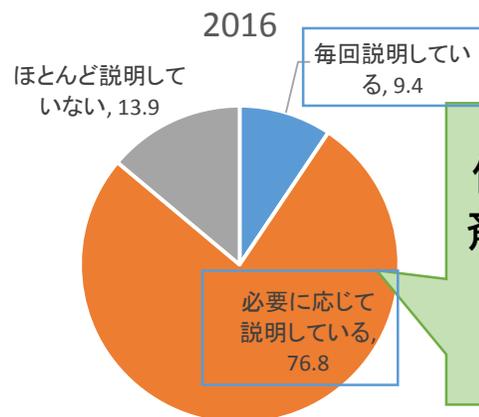
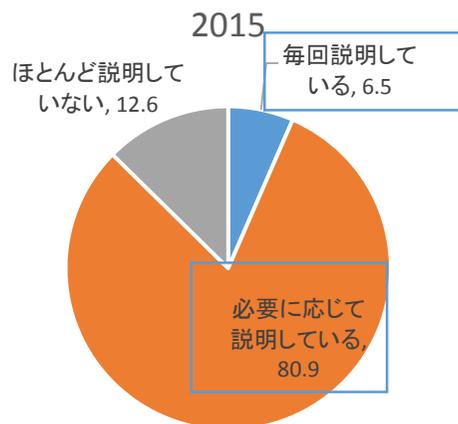
(Q10 で指導や注意喚起を受けたと回答した人 n=521)



注意喚起を受けたことにより、アレルギーに関するポスターの掲示やチラシの配布をするようになった人は8.4%

Q23お客様に、使用するカラーリング剤のリスクについて説明していますか。

n=800

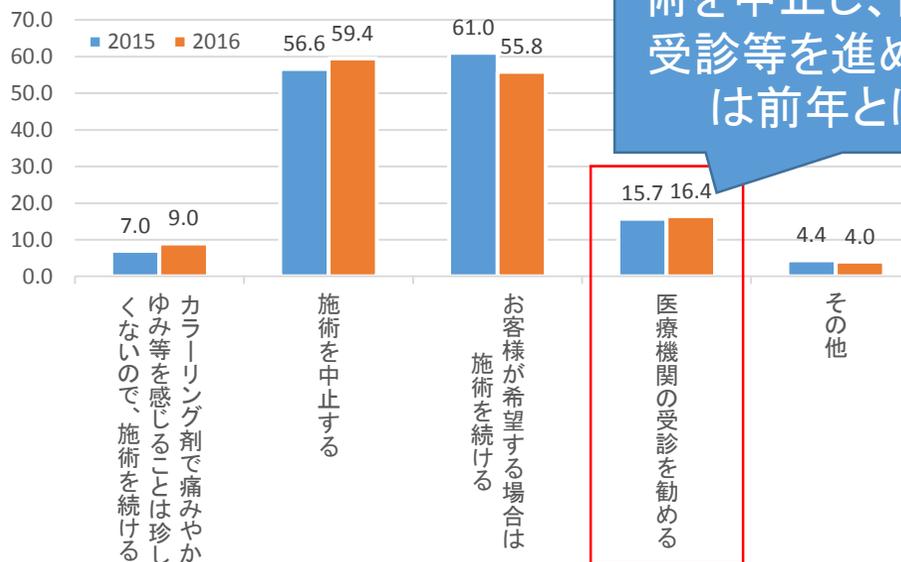
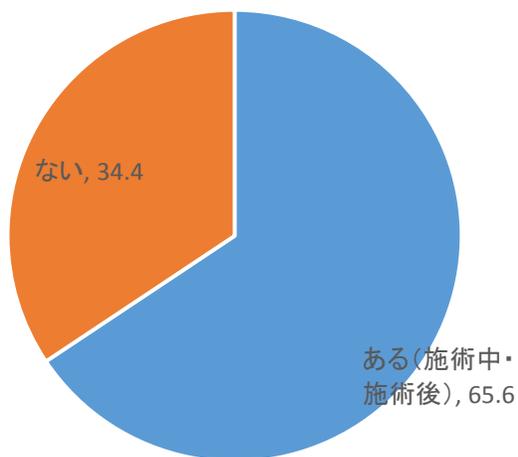


使用するカラーリング剤のリスクについて説明する人は前年とほぼ同じ86.2%

Q32.カラーリングの施術中や施術後に、お客様から痛みやかゆみ等の症状を訴えられたことはありますか。 n=800

Q33.お客様の訴えを聞いた際の対応を教えてください。(複数回答可)

2015 n=498 2016 n=525

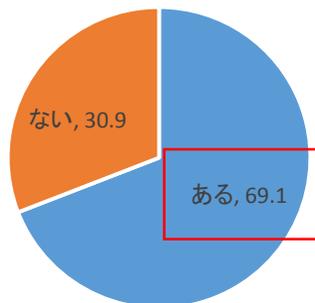


顧客から痛みやかゆみ等を訴えられたとき、施術を中止し、医療機関の受診等を進めるとした人は前年とほぼ同じ

Q34 理美容師の資格取得後に、カラーリングに伴うリスクについて学習(復習)する機会がありますか。

n=800

2015



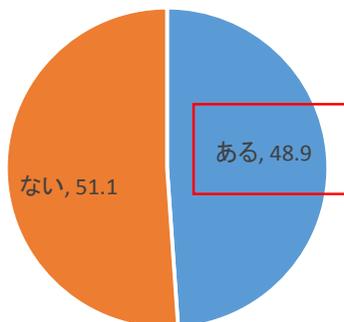
2016



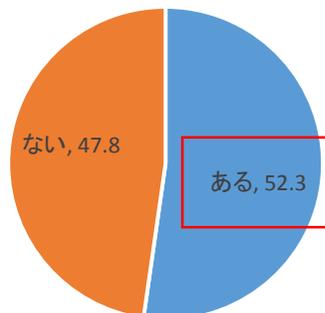
カラーリングのリスクについて学習機会があると答えた人は前年とほぼ同じ

Q35.理美容師の資格取得後に、皮膚アレルギー試験(パッチテスト)の方法について学習(復習)する機会がありますか。n=800

2015



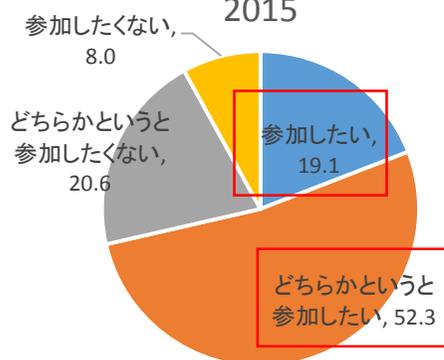
2016



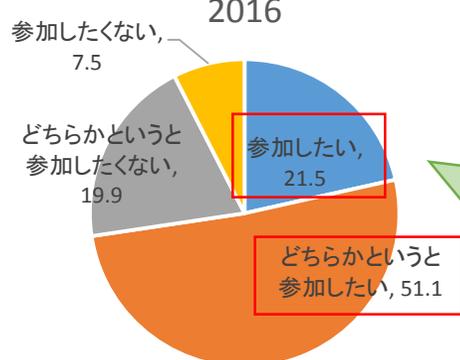
パッチテストの方法について学習機会があると答えた人は前年とほぼ同じ

Q37.理美容師の資格取得後に、皮膚アレルギー試験(パッチテスト)の方法について学習(復習)する機会があれば参加したいと思いますか。

2015



2016



パッチテストの方法について学習機会があれば参加したいと答えた人は前年とほぼ同じ

# 結果

## 消費者

- 1年以内に染毛剤による皮膚障害のリスクをどこかで見聞きした人は、37%
  - 消費者庁及び国民生活センターの発出した情報を知っていると答えた人は7%
  - 昨年に比べて、理美容師から染毛剤による皮膚障害のリスク等について、説明を受けたことがない人、過去に毛染めで異常を感じたことがあるか聞かれたことがない人は7%ポイント以上増加
  - 毛染めによる皮膚障害のリスクを知って、毛染めをやめた人は5.8% (400人中)
  - 染毛剤のパッケージの注意書きを読まない人は31.6%
  - 自宅で毛染めを行う前にパッチテストを行ったことがない人は64.9%で、前年と変化なし
- 消費者への情報提供を引き続き促進する必要

## 理美容師

- カウンセリングを実施している人は5.9%ポイント増加
  - 顧客へのカラーリング施術の際に、リスクの説明を行っているとは回答した人は86.2%であるにもかかわらず、36.4%の消費者は説明を受けたことがないと回答
  - 皮膚障害のリスクについて指導や注意喚起を受けたことがある人は65.1%
  - 指導を受けた人のうち、アレルギーの説明をするようになった人は14.8%、パッチテストをするようになった人は11.5%
  - カラーリングのリスクについて学習する機会がある人は68.1%、パッチテストの方法について学習する機会がある人は52.3%、学習する機会があれば参加したいと考えている人は72.6%
  - 顧客が痛みを訴えた場合に、医療機関の受診を勧める人は16.4%にとどまる
- 消費者に正しい知識を伝えるため、理美容師向けの研修会を充実させるとともに、伝え方を工夫し、丁寧な説明を行うよう指導する等、引き続き周知徹底を行うべき